

**TO: ALL SHIPOWNERS, OPERATORS, MASTERS AND OFFICERS OF  
MERCHANT SHIPS, AND RECOGNIZED ORGANIZATIONS**

**SUBJECT: Procedures for Obtaining Multiple Load Line**

**References:** (a) **LL Convention**, *International Convention on Load Lines, 1966 and Protocol of 1988, as amended in 2003, Consolidated Edition, 2003*  
(b) **RMI [Maritime Regulations](#)** (MI-108)

## 目的

本通告は、複数の満載喫水線(証書)を保持し、運航に使用する本船が、弊局より承認を得る手順を示します。

本通告は 2021 年 8 月発行、同タイトル通告を絶版とします。弊局は(複数の国際満載喫水線条約証書を所持する)マーシャルアイランド籍船(に要求していた)Multiple Load Line Assignment Book の発行を(この変更に対する)補足要求なしで中止致します。

## 適用

この通告は、傭船者要求、国際満載喫水線条約に則った複数の乾舷値で運航予定、又は運航中、のマーシャルアイランド籍船の為のものです。

## 要求

### 1.0 複数の満載喫水線(証書)入手手順

- 1.1 弊局は複数の満載喫水乾舷を認めますが、乾舷マークの表示は一組のみとします。
- 1.2 複数の満載喫水線(条約証書)は船主、又は運航者が該当船級協会(RO)に必要な図面審査、及び、関連する検査を申し込んでください。
- 1.3 上記図面審査、検査完了後、船級協会よりそれぞれの乾舷値に応じた国際満載喫水線条約証書が発行されます。

### 2.0 本船上での手順

- 2.1 船長は荷役開始前に、航海目的に沿った乾舷マークが表示され、他のマークが消(塗り潰)されている事を確認。
- 2.2 (塗り替えられた)新しい乾舷マークは、船長による確認後、デッキログブックにどの満載喫水線条約証書を使用中かを記録。
- 2.3 船長は正しい国際満載喫水線証書が乾舷マークに使われている事を確認、他の証書は封筒内に封印。

- 2.4 電子証書が発行されている場合、船主、又は運航者は、(電子図書発行に際し、その)手順が安全管理システム(SMS)に則ったものであるか確認。(詳細については [IMO Circular FAL.5/Circ.39/Rev.2, §4.3](#) 参照。)
- 2.5 国際満載喫水線条約証書(ILLC)は弊旗国(発行)証書です。封印されたこれら証書は上記手順に従い船長のみ、開封可。
- 2.6 弊局方針として、国際海上人命安全条約(SOLAS)、又は国際海洋汚染防止条約(MARPOL)証書に記載できる DWT は最大搭載量(Max. DWT)のみ(としています)：
- .1 船主が(上記)証書に追加 DWT の記載を望む場合、(該当)船級協会に弊局への照会、許可を取ることなく(係る船級協会による)複数の証書発行が出来ます。
  - .2 (そして)これら複数の証書は上記§2.2.3 に従い管理しなければなりません。